

長岡市生ごみバイオガス化事業

実施方針

平成 21 年 7 月

新潟県 長岡市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	- 1 -
(1) 事業内容に関する事項	- 1 -
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項	- 4 -
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	- 5 -
(1) 募集及び選定の方法	- 5 -
(2) 募集・選定スケジュール(予定)	- 5 -
(3) 参加者の資格等	- 5 -
(4) 参加に係る提出書類	- 8 -
(5) 審査及び最優秀提案者選定に関する事項	- 8 -
3. PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項	- 9 -
(1) 基本的考え方	- 9 -
(2) 市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	- 9 -
4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 10 -
(1) 立地条件等	- 10 -
(2) 施設構成の概要	- 10 -
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	- 11 -
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	- 11 -
(1) PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 11 -
(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 11 -
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	- 12 -
(4) 金融機関との協議	- 12 -
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 12 -
(1) 法制上及び税制上の措置	- 12 -
(2) 財政上及び金融上の支援	- 12 -
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	- 12 -
(1) 議会の議決	- 12 -
(2) 参加に伴う費用負担	- 12 -
(3) 実施方針に関する説明会の開催等	- 13 -

別 紙 1～6

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

長岡市生ごみバイオガス化事業（以下「本事業」という。）

2) 対象となる公共施設等の種類

①対象施設	生ごみを利用した「生ごみバイオガス化施設（湿式または乾式）」
②立地場所	長岡市寿3丁目6-1「長岡市環境衛生センター」敷地内
③施設規模等	65 t/日予定（発酵対象 55 t/日） ※施設の検討にあたっては、上記施設規模で処理対象生ごみ 100%処理が確保できる能力とする。
④処理対象物	①家庭系生ごみ：家庭から発生する厨芥類等を分別収集した生ごみ ②事業系生ごみ：市内の事業所から分別収集した生ごみ

3) 公共施設の管理者等の名称

長岡市長 森 民夫

4) 事業目的

長岡市（以下「市」という。）では、平成 17 年度に策定した「長岡市地域新エネルギービジョン」において、新エネルギーの将来像を示し、計画的かつ総合的な新エネルギーの導入を図ることにより、環境負荷の一層の低減と、再生可能なエネルギーの確保といった持続可能な社会を形成する仕組みや方向性を示した。

この中で、「生ごみを利用したバイオガスプラント事業」は、利用可能性が高い新エネルギー導入プランの1つとして選定されたものである。今後はリサイクルの最終段階としての生ごみの資源化について、施策の展開が求められている。また、国においても、地球温暖化対策の一環として生ごみを焼却処理しないことを推奨しているところである。

以上のような状況から、現在の焼却処理や埋立処分といった処理方式からリサイクルへの転換による環境負荷の一層の低減と、再生可能なエネルギーの確保を実現することを目的として、本事業を実施するものである。

5) 事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、本施設を設計・建設し、維持管理・運営までを一括して PFI 事業者委ねるものとする。民間事業者は、PFI 事業者としての特別目的会社（Special Purpose Company；以下「SPC」という。）を設立し、市から委ねられる事業運営等を行う。

なお、土地は PFI 事業者が無償で貸付けることとし、本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から 15 年間とする。

① PFI 事業者の業務

下記の業務を一括して PFI 事業者と契約する。

- ・廃棄物受入れ管理
- ・各種申請等（生活環境影響調査、建築確認申請、一廃処理施設設置許可申請）
- ・施設的设计・建設
- ・施設の運転管理（ユーティリティ調達含む）
排出処分物の運搬（発酵残渣（脱水汚泥）を民間産廃焼却場等の施設へ搬出。
ただし、焼却費は市が直接負担。）
- ・資源化の促進
- ・計画・マニュアル作成、記録報告
- ・施設の維持管理（事業期間中の全ての更新・修繕を含む）
- ・環境管理
- ・情報管理

② 市の業務

市は、以下の業務を行う。

- ・本事業の実施に関する地元同意の取得
- ・交付金の申請手続
- ・各種申請（建築確認申請等）の実施支援
- ・廃棄物搬入業務

6) PFI 事業者の収入

本事業における PFI 事業者の収入は、市からのサービス購入料とする。

① 市のサービス購入料

市は、PFI 事業者が本施設的设计・建設業務、維持管理・運営業務を行う対価として、サービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は以下のとおりである。

ア) 設計・建設業務の対価

市は、PFI 事業者が行う本施設的设计、建設業務に対する対価を、下表のとおり支払う。

表：PFI での設計・建設業務の対価の支払いについて

支払い方法	内容
a) 工事期間中の出来高払い	設計・建設業務の対価のうち一定割合を、一括支払金として工事期間中の出来高払いで事業者を支払う。 *循環型社会形成推進交付金を想定
b) 事業期間中の割賦払い	設計・建設業務の対価のうち、上記 a) 以外については、維持管理・運営期間にわたって PFI 事業者へ毎年、割賦で支払う。

- ・PFI 事業者は、初期投資のうち b) について、金融機関から自ら資金調達を行うことが必要となる。

イ) 維持管理・運營業務の対価

市は、サービス購入料として維持管理・運営期間にわたって PFI 事業者には毎年支払う。サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、変動料金は、生ごみの処理量（受入量）に従って従量制（受入量実績×入札単価）で支払う。

また、バイオガス販売の場合、ガス会社へのバイオガス販売は市が行うものとし、発電の場合は市の環境衛生センターの消費電力相当分として市が利用するが、民間のモチベーション向上のため、バイオガスの有効利用量に応じて、PFI 事業者へのサービス購入料が変動する。

また、発生する排液及び発酵残渣等は、事業者の提案による有効利用を行う場合がある。有効利用されないものについては、それぞれ下水処理及び近隣の民間施設へ搬送し焼却等の処理を行うが、その際の処分費は市の負担とする。

なお、物価変動による改定は、サービス購入料に対し原則として年 1 回行うこととする。改定の具体的な規定については、入札説明書等にて示す。

7) 事業方式

本事業は、PFI 事業者が PFI 法に基づき、本施設を整備した後、施設所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり維持管理・運営を実施する BTO 方式とする。

8) 事業スケジュール(予定)

①設計・建設期間：平成 22 年 12 月～平成 25 年 3 月（試運転期間を含む）

②維持管理・運営期間：平成 25 年 4 月～平成 40 年 3 月（15 年間）

9) 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・再生資源再利用の促進に関する法律
- ・ガス事業法
- ・高圧ガス保安法
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・下水道法
- ・河川法
- ・消防法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・労働基準法

- ・労働安全衛生法
- ・地方自治法
- ・その他本事業実施のために必要な関係法令、条例、計画 等

※本事業の遂行に必要となる許認可については、長岡市が取得すべき都市計画等の許認可については長岡市の責任において取得する。また、PFI 事業者が取得すべき許認可については、PFI 事業者の責任において取得するものとし、その費用についても PFI 事業者の負担とする。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

1) 選定基準

本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、かつ、公共サービス水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定する。

2) 選定方法

- ① 市の財政支出見込み額の算定に当たっては、PFI 事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- ② 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表する。

なお、特定事業に選定しないことにした場合にも、その旨を公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

民間事業者（以下「参加者」という。）の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

なお、具体的な審査方法等については、入札説明書等において示す。

(2) 募集・選定スケジュール(予定)

募集・選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

平成 21 年 7 月 28 日	実施方針の公表
平成 21 年 8 月 10 日 ～平成 21 年 8 月 12 日	実施方針に関する質問・意見等の受付
平成 21 年 9 月 2 日	実施方針に関する質問回答
平成 21 年 10 月	特定事業の選定結果の公表
平成 21 年 12 月	入札説明書（要求水準書、提案様式集、基本協定書（案）、契約書（案）、落札者決定基準）の公表
平成 22 年 1 月	入札説明書に関する質問・意見等の受付及び回答（第 1 回）
平成 22 年 3 月	入札説明書に関する質問・意見等の受付及び回答（第 2 回）
平成 22 年 5 月	事業提案書の受付
平成 22 年 8 月	落札者の選定
平成 22 年 10 月	仮契約の締結
平成 22 年 12 月	契約の締結

(3) 参加者の資格等

1) 参加者の構成等

本事業への参加者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- ① 参加者は、「設計業務を行う者」、「建設業務を行う者」及び「維持管理・運營業務を行う者」等から構成される単独企業または企業グループとする。
- ② 参加者は、構成される企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。
- ③ 本事業を実施することと選定された参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する SPC を、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として長岡市内に設立する。
- ④ SPC の発行する全ての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、代表企業の SPC への出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。

- ⑤ 参加者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、業務を委託し、または請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑥ 参加者の構成員は、他の参加者の構成員及び協力企業として重複して参加できないものとする。
- ⑦ 契約の締結に至らなかった参加者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。
- ⑧ 参加者の構成員の変更は原則として認めない。

2) 参加者の制限

資格審査関係書類提出時において、次に該当する者は、参加者の構成員または協力企業になることはできないものとする。なお、資格審査書類提出後においても構成員及び協力企業が以下に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者。
 - ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- ③ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令または課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者。
- ⑤ 参加資格確認申請書等の提出期限から仮契約が締結されるまでの間に、市の指名停止措置を受けている者。
- ⑥ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- ⑦ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者（パシフィックコンサルタンツ株

式会社) 及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ⑧ 選定委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ⑨ 経営状況が健全でない者。

3) 参加者の資格要件

参加者の構成員のうち、設計、建設、及び維持管理・運営の各業務を行う者は、それぞれ次の要件を満たす必要がある。

- ① 設計業務を行う者のうち1者は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録、または建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第719号)第5条の規定による登録(廃棄物部門)の何れかを行っていること。
 - イ) 市の平成21・22年度入札参加資格者名簿において建築関連コンサルタントもしくは建設コンサルタントの業種登録がなされていること。
- ② 建設業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、建設業務を行う者が複数の企業による場合は、全員で以下の要件を満たしていれば良いこととする。
 - ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)の建築一式工事もしくは清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。
 - イ) 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査(建築一式工事もしくは清掃施設工事)に係る点数が800点以上の者であること。
 - ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - エ) 建設業法における建築工事業もしくは土木工事業に係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - オ) 市の平成21・22年度入札参加資格者名簿において、建築工事業の業種登録がなされていること。
 - カ) 平成10年度以降に建設が完了したもので、生ごみ、有機性廃棄物、畜産糞尿、有機性汚泥(下水汚泥等)からバイオガスを回収する施設(ガス発生量1,000Nm³/日以上)の建設実績を有すること。
- ③ 維持管理・運営業務を行う者のうち1者は、次の要件を満たすこと。
 - ・平成10年度以降に業務を受託したもので、生ごみ、有機性廃棄物、畜産糞尿、有機性汚泥(下水汚泥等)からバイオガスを回収する施設の維持管理・運営業務実績(2年以上)を有すること。

(4) 参加に係る提出書類

参加に係る提出書類は、以下のものを想定している。提出書類の詳細は、入札説明書等において示す。

1) 資格審査関係書類

- ① 参加表明書
- ② 構成員メンバー表
- ③ 会社概要及び決算報告書（構成員全社分）
- ④ 納税証明書（構成員全社分）
- ⑤ 法人登記簿謄本（構成員全社分）
- ⑥ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

2) 提案書

- ① 設計・建設計画提案書（図面集、参考資料含む）
- ② 維持管理・運営計画提案書（参考資料含む）
- ③ 事業計画提案書（資金計画、事業収支計画等、参考資料含む）

(5) 審査及び最優秀提案者選定に関する事項

1) 選定委員会の設置

市は、最優秀提案者の決定に当たり、学識経験者及び市職員等より構成される「長岡市生ごみバイオガス化事業 PFI 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき、最優秀提案者を選定する。

2) 審査基準等

事業提案に関する審査は、市の財政負担額に加え、処理の効率性・安定性・信頼性、環境負荷の低減、資源循環利用の推進、周辺環境との調和、雇用創出等の地域経済貢献等の定性面を総合的に評価する予定である。

なお、詳細については、入札説明書等にて公表する通りとする。

3) 落札者の決定

選定委員会は参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた参加グループを最優秀提案者として選定し、市は選定委員会の結果を踏まえて、落札者を決定する。

市は落札者と協議を行い、協議が整った場合には、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて事業契約（仮契約）を締結する。

仮契約は市議会の議決を経て、本契約となる。

4) 審査結果の公表

市は、選定委員会における審査結果をまとめ、最優秀提案者決定後、速やかに公表することとする。

なお、最終的に参加者がいない、または、本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合は、民間事業者を選定せず、特

定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表することとする。

5) 著作権

参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとする。

ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できることとする。

また、落札者以外の参加者提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。
なお、提出を受けた書類は返却しない。

6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加者が負う。

3. PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的考え方は、市と PFI 事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

この考え方に基づいて、市及び PFI 事業者間における設計・建設段階、維持管理・運営段階等におけるリスク分担表を本書末の別紙 3 に提示する。

(2) 市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

市は、PFI 事業者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するとともに、PFI 事業者の財務状況の把握をするため、定期的または必要に応じてモニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担することとするが、モニタリング実施に必要な市への提出書類の作成等については、PFI 事業者の責任及び費用負担により行うこと。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであるが、モニタリング方法の詳細については、入札説明書等にて提示することとする。

1) モニタリングの実施時期

① 設計段階

設計中及び設計の完了時に、PFI 事業者の設計内容が、要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認する。

② 建設段階

PFI 事業による工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認

する。

建設工事の完成時に、PFI 事業者により建設された本施設及び関連事業が要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認する。また、PFI 事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

③ 維持管理・運営段階

PFI 事業者の行う維持管理・運營業務が、要求水準書及び契約書で定める水準を満たしているか確認する。また、PFI 事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

2) モニタリングの結果についての対応

市は、モニタリングの結果、PFI 事業者の行う業務が、要求水準書及び契約書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の措置を講じることとする。

改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の具体的な手続き等は入札説明書等にて提示する。

4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件等

所在地	長岡市寿3丁目6-1「長岡市環境衛生センター」敷地内
敷地	本書末の別紙4参照
形態規制	建ぺい率60%、容積率200%

(2) 施設構成の概要

本施設の施設構成は以下を予定している。

詳細は入札説明書等の公表時に提示することとする。

施設構成、処理フロー	<ul style="list-style-type: none">・バイオガス化施設、バイオガス精製・有効利用設備等要求水準書に基づき各社の提案とする。・ガス利用は、ガス販売若しくはガス発電とし、各社選択できるものとする。・想定処理フローは別紙2参照。
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

本事業の契約について疑義が生じた場合には、市とPFI事業者とで誠意を持って協議をするものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、本契約において定める具体的措置によることとする。

また、本契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、次の措置を講じる。

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、PFI事業者が契約で定める条件に違反した場合、またはPFI事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、PFI事業者に対して業務の改善勧告及び委託料の減額等を行うことができる。

2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、PFI事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかつた場合には、市は事業契約を解除することができる。

また、市は、PFI事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、または業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は、事業契約を解除する前に、PFI事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

3) PFI事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、PFI事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができる。

4) 損害賠償

前2項の規定により市が事業契約を解除した場合、PFI事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、PFI事業

者は事業契約を解除することができる。

2) 損害賠償

前項の規定によりPFI事業者が事業契約を解除した場合、市はPFI事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他及びPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市及びPFI事業者は、事業継続の可否について協議することとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、本契約の措置に従うこととする。

(4) 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、PFI事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

PFI事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は、PFI契約の締結にあたり、予め議会の議決を経る予定である。

(2) 参加に伴う費用負担

本事業の参加に係る費用については、すべて参加者の負担とする。

(3) 実施方針に関する説明会の開催等

1) 説明会の開催

この「実施方針」の内容について、次により説明会及び現地見学会を開催する。

① 日時

平成 21 年 8 月 6 日（木） 午後 1 時 30 分～

※参加者数によっては追加開催の場合もある

② 場所

長岡市寿 3 丁目 6-1 長岡市寿クリーンセンターごみ焼却施設内 2F 会議室

③ 参加者

本事業に参加を希望する民間企業とし、1 社につき 2 名までとする。

出席を希望の方は、別紙 5 に記載する実施方針説明会参加申込書を 6) の連絡先へ電子メール（添付ファイル）もしくは FAX にて、平成 21 年 8 月 3 日（月）午後 5 時までに返送すること。

なお、市が実施方針説明会参加申込書を受信したときは、電子メールもしくは FAX により、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず 6) の連絡先へ電話により確認を行うこと。

2) 質問・意見等の受付

①この「実施方針」に関して質問・意見等がある場合には、別紙 6 の様式に記入し、③の提出期間内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）に直接 6) の連絡先へ持参もしくは電子メール（添付ファイル）により送るものとする。電話での受付は行わない。

なお、市が質問・意見書を受信したときは、電子メールもしくは FAX により、市の受信確認通知を質問・意見等の各提出者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず 6) の連絡先へ電話により確認を行うこと。

②質問・意見書の提出に際しては、別紙 6 の様式を使用し、使用するソフトは MS Excel 2003 とし、電子データで提出すること。

③提出期間

平成 21 年 8 月 10 日（月）～平成 21 年 8 月 12 日（水）午後 5 時までとする。

持参の場合の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。

④意見書、質問書を寄せられた方には、後日内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うこともある。

3) 意見書、質問書に対する回答等

提出された質問書に対する回答書は、長岡市ホームページで閲覧できる他、長岡市環境部環境施設課にて、平成 21 年 9 月 3 日（木）～平成 21 年 9 月 30 日（水）まで閲覧可能である（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。

4) 実施方針の閲覧

この「実施方針」は、長岡市ホームページで閲覧できる他、長岡市環境部環境施設課にて、平成21年7月29日(水)～平成21年9月30日(水)まで閲覧可能である(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。閲覧時間は、午前9時から午後5時の間とする。

5) 参考資料の公表

この「実施方針」の公表に際して、以下の参考資料を長岡市ホームページ等で公表する。

- ・別紙1 事業スキーム図
- ・別紙2 想定処理フロー図
- ・別紙3 リスク分担表
- ・別紙4 建設予定地平面図
- ・別紙5 実施方針説明会参加申込書
- ・別紙6 実施方針への質問書

6) 連絡先

〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号

長岡市 環境部 環境施設課

TEL : 0258-24-2838

FAX : 0258-24-6553

E-Mail : kankyosi-bio@city.nagaoka.lg.jp